1. 調達管理番号	22a00376						
2. 調達件名	22a00376   インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)						
3. 公示日 4. 業務種別	2022年8月10日 コンサルタント等契約-業務実施契約-【事業実施・支援業務】技術 5. 選定方法 協力プロジェクト						
6. 交渉順位決定日	2022年9月6日						
7. 応募者(法人番号) ※順不同	インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者アイテックを式会社(5010001000159)構成員株式会社クニエ(9010601030238)構成員株式会社PSD(2011101076562)  インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者株式会社						
	シー・ディー・シー・インターナショナル(1140001008176) 構成員アイ・シー・ネット株式会社(6030001000271)  インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者株式会社メディヴァ(3010901014730) 構成員有限責任監査法人トーマツ(5010405001703)						

8	技術提案書	(プロポーザル) 評価表	
Ο.	1		

		(1) コンサルタ	評価項目 (2) 業務の実施	(3) 業務従事予	ł	(1) # -		
順位	応募者(法人番号)	ント等の法人と しての経験・能	(2) 乗務の美施  方針等 	(3) 業務促事で 定者の経験・能 力	評価点 小計	(4)若手 育成 加点	(5) 価格点	合計
	・配点	カ					金額	
	┃ ┃インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した	10.00	40.00	50.00	100.00	2. 00	価格点	
(位)	集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者アイテック株式会社(5010001000159)構成員株式会社クニエ(9010601030238)構成員株式会社PSD(2011101076562)							
	インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した	7. 81	33. 13	39. 26	80. 20			80. 2
!(位)	集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者株式会社メディヴァ(3010901014730)構成員有限責任監査法人トーマツ (5010405001703)		00.70	04.00	70.00			70.0
	┃ ┃インドネシア国新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した	7.87	29. 76	34. 98	72. 60	1		72. 6
3 (位)	集中治療能力強化プロジェクト(追加コンポーネント)共同企業体 代表者株式会社シー・ディー・シー・インターナショナル(1140001008176) 構成員アイ・シー・ネット株式会社(6030001000271)							
	T 7 T PRODUCTION (1)	7. 30	27. 78	36. 43	71. 51			71.5

	合計は各選定委員の合計の平均点(小数点第3位以下、四捨五入)を表示し、「(1)コンサルタント等の法人としての経 験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」は、各選定委員の各項目の平均点(小数点第3位以 下四捨五入)を表示しているため、合計と各項目の合計点が一致しない可能性があります。
注2:	合計が基準点に達しない社については、点数を非表示とし、「基準下」として表示します。
	業務管理グループを認める全案件(業務主任者1号案件を除く)を対象とし、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手 (35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可) 、一律2点加点を行います。なお、45歳以下でも上位格付認 定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、 「若手」と組んだ場合は加点対象としています。 (注)年齢は公示年度4月1日時点での年齢とします。 なお、「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」の 総合計が60点未満の場合は、加点されません。
	(1)~(4)の合計で第1順位の者と第2順位以下の者との差が僅少である場合には、それぞれの見積価格を参考として 交渉順位を決定します。具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も 低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。